

このたびの「東日本大震災」にて、被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。  
大学生協共済連では、一日も早くこれまでの生活が再開できますよう、みなさまを全力で応援していきます。

学生総合共済  
生命共済

## 地震災害による以下の場合、 共済金をお支払いいたします。

### ① 落下物や飛来物、転倒等によるケガで 入院・通院をされた場合

- ・入院と通院の合計日数が5日以上の場合、1日目から保障の対象になります。
- ・入院は病気の場合も含めて1日目から保障の対象になります。

### ② 父母・扶養者の方が亡くなられた場合

- ・扶養者が事故で亡くなられた場合～卒業予定年の満期日まで毎月10万円
- ・父母・扶養者が亡くなられた場合～お見舞金として10万円

学生総合共済の  
共済金の請求は、  
落ち着いてからで十分に  
間に合います。



■お問い合わせは、大学の生協窓口か  
大学生協共済連サポートダイヤル

**0120-335-770**

受付時間 月～金 9:40～17:30  
土 曜 9:40～13:00



契約の継続に伴う  
払込み、口座引き落としの  
猶予期間について

被災された方で、

- ①卒業後進学などで引き続き在学され、契約を継続される方 → 9月29日(木)までの猶予期間を設けました。
- ②自動継続手続きの口座引き落とし猶予期間について → 契約満了日より6ヶ月の払込猶予期間があります。

### 学生生活無料健康相談テレホン

健康面、メンタル面でのお悩みは、  
電話で専門家に相談いただけます。

からだの健康相談 1回15分程度

看護師、保健師、栄養士、医師などの  
専門家が、ご相談にお答えします。

メンタルヘルス相談 1回30分以内

臨床心理士などのカウンセラーが、  
心の悩みを受け止めます。

24時間  
365日  
相談無料



**0120-888-110** 携帯電話からも  
ご利用できます

### 被災学生の学業継続支援募金にご協力ください

全国大学生協連では、東日本大震災で被災された学生の学業継続の一助として、以下2つの  
お見舞金をおくることを目的とした募金に取り組んでいます。

- 1.ご父母(父母以外の方が主たる生計維持者であるときはその方も)が震災により亡くなった方(学生組合員)に、お一人3万円をおくります
  - 2.主たる生計維持者の方がお住まいだった家が全壊した方(学生組合員)に、お一人3万円をおくります
- ※この使途に必要な額を上回る募金が寄せられたときは、被災学生または被災者の支援のために使わせていただきます。

ご協力いただける方は、各大学生協(大学生協連に加入している大学生協)にお渡しいただくか、  
または下記の口座にお振込みください。

口座名義：大学生協震災支援金  
口座番号：りそな銀行新都心営業部 普通3267738

※りそな銀行及び埼玉りそな銀行からの振込は、振込手数料が無料となります。  
同銀行の窓口で振り込む際は、「無料だと聞いています。」とお伝えください。

詳しくは、全国大学生協連ホームページまで <http://www.univcoop.or.jp/>